

日医発第 441 号（健Ⅱ）
令和 4 年 5 月 30 日

都道府県医師会
感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長
釜 菴 敏

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布並びに「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

今般、厚生労働省より各都道府県知事等宛て標記に係る通知 3 件がなされ、本会に対しても情報提供がありました。

本件は、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種として、「ヌバキソビッド筋注による 1・2・3 回目接種」、「コミナティ筋注またはスパイクバックス筋注による 4 回目接種」が予防接種法上に位置づけられたこと等を通知するものです。

概要は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、郡市区医師会及び関係医療機関に対する周知方についてご高配のほどお願い申し上げます。

記

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

12 歳以上 60 歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に 3 回受けたものについて、4 回目接種を受ける努力義務の対象としない。

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

1 使用するワクチンの追加

①初回接種（1・2回目接種）を実施する方法に、組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（ヌバキソビッド筋注）を20日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5mLとする方法を追加する。

②1回目の追加接種（第一期追加接種（3回目接種））を実施する方法に、ヌバキソビッド筋注を初回接種の終了後6月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5mLとする方法を追加する。

2 コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS-CoV-2）（コミナティ筋注、スパイクバックス筋注）を用いた第一期追加接種の実施方法について、初回接種の終了後からの接種間隔を6か月から5か月に変更する。

3 2回目の追加接種（第二期追加接種（4回目接種））の実施

①第二期追加接種は、以下のいずれかの方法により行う。

・1.8mLの生理食塩液で希釈したコミナティ筋注を第一期追加接種の終了後5月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3mLとする方法

・スパイクバックス筋注を第一期追加接種の終了後5月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25mLとする方法

②第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、第一期追加接種の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなす。

③第二期追加接種の実施に伴い、予防接種証明書の様式について、所要の改正を行う。

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）」の一部改正について

・ヌバキソビッド筋注による初回接種及び第一期追加接種の対象者を18歳以上の者とする。

・コミナティ筋注、スパイクバックス筋注による第二期追加接種の対象者を18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る）とする。

健 発 0525 第 3 号
令和 4 年 5 月 25 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令及び
予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令（令和 4 年政令第 197 号）及び予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和 4 年厚生労働省令第 88 号）が本日、公布・施行されました。

別添写しのとおり、各地方公共団体に周知いたしましたので、お知らせいたします。

写

健発 0525 第 1 号
令和 4 年 5 月 25 日

各〔都道府県知事〕
〔市町村長〕殿
〔特別区長〕

厚生労働省健康局長
(公印省略)

予防接種法施行令の一部を改正する政令の公布について

予防接種法施行令の一部を改正する政令(令和4年政令第197号)が本日、別紙のとおり公布されました。改正政令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

12歳以上60歳未満の者であって、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に3回受けたものについて、当該予防接種を受ける努力義務の対象としないこと。

第二 施行期日

公布の日(令和4年5月25日)

予防接種法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和四年五月二十五日

内閣総理大臣 岸田 文雄

政令第百九十七号

予防接種法施行令の一部を改正する政令

内閣は、予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）附則第七条第四項の規定に基づき、この政令を制定する。

予防接種法施行令（昭和二十三年政令第百九十七号）の一部を次のように改正する。

附則第七項中「十二歳未満の」を「次に掲げる」に改め、同項に次の各号を加える。

一 十二歳未満の者

二 十二歳以上六十歳未満の者であつて、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種を既に三回受

けたもの

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

厚生労働大臣 後藤 茂之
内閣総理大臣 岸田 文雄



健 発 0525 第 2 号
令 和 4 年 5 月 25 日

各

都道府県知事
市町村長
特別区長

 殿

厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する
省令の公布について

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令（令和4年厚生労働省令第88号）が本日、別紙のとおり公布されました。改正省令の内容は下記のとおりですので、貴職におかれましてはこれを十分御了知の上、関係機関等に周知をお願いいたします。

第一 改正の概要

1 使用するワクチンの追加

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種（以下「初回接種」という。）を実施する方法に、以下の方法を追加する。
 - ・ 組換えコロナウイルス（SARS—CoV—2）ワクチンを20日以上の間隔をおいて2回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回0.5ミリリットルとする方法
- ② 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の1回目の追加接種（以下「第一期追加接種」という。）を実施する方法に、以下の方法を追加することとする。
 - ・ 組換えコロナウイルス（SARS—CoV—2）ワクチンを初回接種の終了後6月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.5ミリリットルとする方法

2 初回接種の終了後から第一期追加接種実施までの接種間隔の変更

コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和3年2月14日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号。以下「医薬品医療機器等法」という。）第14条の承認を受けたものに限る。）及びコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。）を用いた第一期追加接種の実施方法について、初回接種の終了後からの接種間隔を6か月から5か月に変更

する。

3 第二期追加接種の実施

- ① 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の2回目の追加接種（以下「第二期追加接種」という。）は、以下のいずれかの方法により行うものとする。
 - ・ 1.8 ミリリットルの生理食塩液で希釈したコロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和3年2月14日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。）を第一期追加接種の終了後5月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.3 ミリリットルとする方法
 - ・ コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン（SARS—CoV—2）（令和3年5月21日に医薬品医療機器等法第14条の承認を受けたものに限る。）を第一期追加接種の終了後5月以上の間隔をおいて1回筋肉内に注射するものとし、接種量は、0.25 ミリリットルとする方法
- ② 第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であって、第一期追加接種の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなすこととする。
- ③ 第二期追加接種の実施に伴い、予防接種証明書の様式について、所要の改正を行う。

第二 施行期日

公布の日（令和4年5月25日）

○厚生労働省令第八十八号

予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）第十一条及び附則第七条第一項の規定に基づき、予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年五月二十五日

厚生労働大臣 後藤 茂之

予防接種法施行規則及び予防接種実施規則の一部を改正する省令

（予防接種法施行規則の一部改正）

第一条 予防接種法施行規則（昭和二十三年厚生省令第三十六号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 後</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）、<u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）</u>及び<u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）</u>（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）<u>及び組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）</u>ワクチンとする。</p>
<p style="text-align: center;">改 正 前</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第十七条 法附則第七条第一項に規定する厚生労働省令で定めるワクチンは、コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）<u>及び</u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）<u>及び</u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）とする。</p>

様式第三（附則第十八条の二関係）

様式第三を次のように改める。

新型コロナウイルス感染症 予防接種証明書
Vaccination Certificate of COVID-19

姓(旧姓)(別姓) 名(別名)

[Surname(Former surname)(Alternative surname) Given name(Alternative given name)]

生年月日 [Date of Birth](YYYY-MM-DD)

国籍・地域 [Nationality/Region]

旅券番号[Passport Number]

接種年月日 [Vaccination Date] (YYYY-MM-DD)	ワクチンの種類 [Vaccine Type]	メーカー [Manufacturer]	製品名 [Product Name]	製造番号 [Lot Number]	接種国 [Country of Vaccination]

証明書発行者 [Certificate Issuance Authority]

日本国厚生労働大臣

[Minister of Health, Labour and Welfare, Government of Japan]

証明書ID [Certificate Identifier]

証明書発行年月日 [Issue Date] (YYYY-MM-DD)

備考 不要の文字は抹消して用いること

(予防接種実施規則の一部改正)
第二条 予防接種実施規則(昭和三十三年厚生省令第二十七号)の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項及び次条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 〇・二五ミリリットル(略)</p> <p>二 組換えコロナウイルス(SARSCoV-2)ワクチンを二十日以上の間隔において一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、毎回〇・五ミリリットルとする方法</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(次条第一項に規定する第一期追加接種及び附則第九条第一項に規定する第二期追加接種を除く。)を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の第一期追加接種)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第一期追加接種(次項及び次条において「第一期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法</p> <p>三 前条第一項第五号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・五ミリリットルとする方法</p> <p>2 第一期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の第二期追加接種)</p> <p>第九条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種(次項において「第二期追加接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した附則第七条第一項第一号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p> <p>二 附則第七条第一項第二号に掲げるワクチンを第一期追加接種の終了後五月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法</p> <p>2 第二期追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条第一項各号の注射に相当するものについては、当該注射を第一期追加接種とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の予防接種の初回接種)</p> <p>第七条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種(次項及び次条において「初回接種」という。)は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 〇・二五(略)</p> <p>二 前項の規定にかかわらず、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種(次条第一項に規定する追加接種を除く。)を受けた後に重篤な副反応を呈した場合その他前項各号に掲げる方法以外の方法で接種を行う必要がある場合には、同項各号に掲げる方法に準ずる方法であつて、接種回数、接種間隔及び接種量に照らして適切な方法により初回接種を行うことができる。</p> <p>(新設)</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症の追加接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>第八条 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種は、次の各号に掲げるいずれかの方法により行うものとする。</p> <p>一 一・八ミリリットルの生理食塩液で希釈した前条第一項第一号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・三ミリリットルとする方法</p> <p>二 前条第一項第二号に掲げるワクチンを初回接種の終了後六月以上の間隔をおいて一回筋肉内に注射するものとし、接種量は、〇・二五ミリリットルとする方法</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の追加接種を行うに当たっては、新型コロナウイルス感染症に係る注射であつて、前条に規定する注射に相当するものについては、当該注射を初回接種とみなす。</p> <p>(新設)</p>

附 則

- 1 (施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
- 2 (様式に係る経過措置)
この省令の施行の際現にある第一条の規定による改正前の予防接種法施行規則様式第三により使用されている書類は、同条の規定による改正後の同令様式第三によるものとみなす。

事 務 連 絡
令和4年5月25日

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省健康局健康課
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を改正し、令和4年5月25日から適用することについて、各都道府県知事を通じ各市町村長(特別区長を含む。)に対して通知しました。

貴会及び地域医師会におかれましても、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について、引き続き格段のご協力をお願いいたします。

厚生労働省発健0525第2号
令和4年5月25日

各 都道府県知事 殿

厚生労働大臣
(公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和4年5月25日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日

各

市町村長
特別区長

 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、以下の内容について妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年5月25日から適用する。

- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の初回接種及び第一期追加接種に使用するワクチンに組換えコロナウイルス(SARS-CoV-2)ワクチン(令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)を加え、その対象者を18歳以上の者とする事
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の第二期追加接種において使用するワクチンをコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。)及びコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第十四条の承認を受けたものに限る。)とし、その対象者を18歳以上の者(18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)とすること。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について（指示）
 （令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知）

(傍線部分は改正部分)

改正後	現行
<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p>	<p>厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日</p>
<p>一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日</p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令和4年3月25日</p>
<p>一部改正 <u>厚生労働省発健0525第1号</u> <u>令和4年5月25日</u></p>	<p>一部改正 厚生労働省発健0525第1号 令和4年5月25日</p>

各
〔市 町 村 長〕
〔特 別 区 長〕 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)

予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村 (特別区を含む。) の区域内に居住する 5 歳以上の者。
- 2 期間
令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記 1 のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<u>新型コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2) (令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。) 第 14 条の承認を受けたものに限る。)</u>	<u>12 歳以上の者</u>
---	-----------------

各
〔市 町 村 長〕
〔特 別 区 長〕 殿

厚 生 労 働 大 臣
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)

予防接種法 (昭和 23 年法律第 68 号) 附則第 7 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者
貴市町村 (特別区を含む。) の区域内に居住する 5 歳以上の者。
- 2 期間
令和 3 年 2 月 17 日から令和 4 年 9 月 30 日まで

3 使用するワクチン

(1) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)

(令和 3 年 2 月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律 (昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。) 第 14 条の承認を受けたものに限る。)

(2) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)

(令和 3 年 5 月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)

(3) コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター)

(令和 3 年 5 月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)

(4) コロナウイルス修飾ウリジン RNA ワクチン (SARS-CoV-2)

(令和 4 年 1 月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)

〈改正後〉

〈現 行〉

<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u></p>	<p><u>12歳以上の者</u></p>	<p><u>受けたものに限る。）</u> <u>ただし、（1）及び（2）については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。（3）については、上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。（4）については、上記1のうち、1回目の接種時において12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。</u> <u>追加接種を行う場合においては、（1）及び（2）に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、（1）については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種には使用しないこととし、（2）については、上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。</u></p>
<p><u>コロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター）（令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u></p>	<p><u>18歳以上の者（18歳以上40歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。）</u></p>	
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u></p>	<p><u>1回目の接種時において5歳以上12歳未満の者</u></p>	
<p><u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u></p>	<p><u>18歳以上の者</u></p>	

（2）第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。）</u></p>	<p><u>12歳以上の者</u></p>
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第</u></p>	<p><u>18歳以上の者</u></p>

〈改正後〉

〈現 行〉

<p><u>14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>		
<p><u>組換えコロナウイルス（SARS-CoV-2）ワクチン（令和4年4月19日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>18歳以上の者</u></p>	
<p><u>(3) 第二期追加接種</u></p>		
<p><u>第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。</u></p>		
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年2月14日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</u></p>	
<p><u>コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン（SARS-CoV-2）（令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)</u></p>	<p><u>18歳以上の者（18歳以上60歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)</u></p>	

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号
令和3年2月16日
一部改正 厚生労働省発健0521第2号
令和3年5月21日
一部改正 厚生労働省発健0531第3号
令和3年5月31日
一部改正 厚生労働省発健0802第2号
令和3年8月2日
一部改正 厚生労働省発健1116第5号
令和3年11月16日
一部改正 厚生労働省発健1217第1号
令和3年12月17日
一部改正 厚生労働省発健0221第5号
令和4年2月21日
一部改正 厚生労働省発健0325第4号
令和4年3月25日
一部改正 厚生労働省発健0525第1号
令和4年5月25日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{市 町 村 長} \\ \text{特 別 区 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働大臣
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月 17 日から令和4年9月 30 日まで

3 使用するワクチン

(1) 初回接種

初回接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。)第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月 21 日にアストラゼネカ株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 40 歳未満の者にあつては、接種の必要がある場合に限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	1回目の接種時において5歳以上 12 歳未満の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者

(2) 第一期追加接種

第一期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	12 歳以上の者
---	----------

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者
組換えコロナウイルス(SARS—CoV—2) ワクチン(令和4年4月 19 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者

(3) 第二期追加接種

第二期追加接種には次の表の左欄に掲げるワクチン使用し、ワクチンごとにそれぞれ上記1のうち同表の右欄に掲げる者に対して接種すること。

コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)
コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和3年5月 21 日に武田薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)	18 歳以上の者(18 歳以上 60 歳未満の者にあつては、基礎疾患を有するものその他新型コロナウイルス感染症にかかった場合の重症化リスクが高いと医師が認めるものに限る。)

以上